

第7章 住民関与と進捗状況等の 見える化

7. 住民関与と進捗状況等の見える化

7.1 住民意向の把握

汚水処理施設はそれぞれ特性が異なるとともに、施設によって住民負担、住民の義務等も異なることに留意し、地域毎に予定している汚水処理施設の整備手法や整備スケジュール等の汚水処理構想（案）を公表・周知し、十分、住民の意見を把握した上で、適正な汚水処理構想へ反映する必要がある。また、住民の意向は、事業実施優先度を判断する際の基調な資料でもあることから、十分活用を図るよう留意すべきである。

なお、住民の意向の把握の方法としては、以下の手法が挙げられる。

- ①パブリックコメントの実施
- ②地元住民への説明会
- ③パブリック・インボルブメント（PI）の実施
- ④学識経験者を含む委員会の設置
- ⑤その他の手法（地域集会・出前講座等）

本市においては、パブリックコメントを令和 6 年 3 月に市のホームページで実施し、広く住民に公表・周知していくとともに、本構想が確定後、市広報及びホームページ等へ構想見直し内容の閲覧を行う旨の記事を掲載し、市下水道課の窓口にて閲覧・説明に努めていく方針である。

7.2 進捗状況等の見える化

汚水処理事業を進めていく上では、汚水処理施設の整備の進捗のみならず、個別処理施設の維持管理等、住民等の理解と協力を得ることが重要となる。そのため、策定した汚水処理構想の客観性・透明性の確保や、着実な実行を目標として、汚水処理構想の内容や目標に対する進捗状況を公表するといった、汚水処理構想の「見える化」を図る必要がある。

汚水処理構想の「見える化」を図る手法として、計画図や各事業の対象面積や人口等の基本データの情報提供の他に、進捗管理のためのベンチマーク（指標）の目標値や整備計画についても公表し、その後は、目標達成に向け、ベンチマーク（指標）を基にした進捗状況を定期的に公表することが望ましい。

7.2.1 指標（ベンチマーク事例）

「構想マニュアル」を参考に、各種項目および各種視点別に指標をまとめた例を次頁に示す。

表 7.1 指標（ベンチマーク）事例

項目	主な視点	指標例	算定式	単位
共通の指標	未普及解消	汚水処理人口普及率	下水道、集排、浄化槽等の汚水処理施設を利用できる人口／総人口	%
		水洗化率	現在水洗化便所設置人口／現在処理区域人口	%
	維持管理	改築更新率	改築更新実施施設数／全施設数	%
	経営	汚水処理原価	汚水処理費／年間有収水量×100	円/m ³
利用者に向けた指標	快適性	快適生活率	(下水道等への接続人口+浄化槽設置人口)／行政人口	%
	浄化槽の管理	合併浄化槽の法定検査受験率	法定検査受験浄化槽基数／全浄化槽基数	%
	公共用水域の保全	目標水質達成率	目標水質達成回数／水質調査回数	%
	環境	環境学習実施率	環境学習をした小中学生の生徒数／小中学校全生徒数	%
事業者の指標	未普及解消	未普及解消率	1－該当年度の未普及率／基準年度の未普及率	%
	維持管理	合併処理浄化槽適正管理率	11条検査判定が適正又は概ね適正の基数／全基数	%
	水質等管理	水質保全改善率	(1－(放流水平均BOD値／流入水平均BOD値))×普及率×接続率	%
	経営	単位水量当たり水処理費	年間の水処理に要した経費／年間処理水量	円/m ³
		単位水量当たり汚泥処理費用	汚泥処理費用／年間処理水量	円/m ³
		有収率	料金対象となる年間流入量／処理場への年間流入量	%
	資源利用省エネ対策	汚泥リサイクル率	リサイクル汚泥量／発生汚泥量	%
災害対策	耐震化実施率	耐震化施設数／全施設数	%	

7.2.2 福岡県指導による指標

福岡県策定による「県構想マニュアル」では、以下に示す3項目の指標について公表が定められており、構想様式においても、令和7年度、令和17年度、令和27年度、完成年度（令和57年度）の目標設定が求められている。

表 7.2 県構想マニュアルにより定められた指標（ベンチマーク）

指標例	算定式	単位
汚水処理人口普及率	下水道、集排、浄化槽等の汚水処理施設を利用できる人口/総人口	%
水洗化率	現在水洗化便所設置済み人口/現在計画区域内人口	%
浄化槽整備区域内の浄化槽普及率	合併浄化槽設置済み人口/浄化槽整備区域内人口	%

7.2.3 本構想における指標

本構想においては、県により定められた下記3項目を指標として定めるものとした。

本構想における指標
①汚水処理人口普及率 ②水洗化率 ③浄化槽整備区域内の浄化槽普及率

7.2.4 指標の目標設定

前項 3 指標について、令和 7 年度、令和 17 年度、令和 27 年度、令和 57 年度の目標設定を行う。

本市では、残る面整備は令和 57 年度（公共：令和 57 年度、農集：令和 39 年度）まで期間が必要であることから、国が求める令和 7 年度の汚水処理概成は困難である。そのため、公共下水道区域内においても、整備に時間がかかる地域については、合併浄化槽の整備促進を進め、令和 27 年度までに汚水処理人口普及率 95% 達成を目標として定める。

表 7.3 指標（ベンチマーク）目標

項目	事業	令和7年度	令和17年度	令和27年度	令和57年度
汚水処理 人口普及率	公共下水道	37.5%	42.3%	57.9%	79.4%
	農業集落排水	2.7%	2.7%	-	3.8%
	コミュニティプラント	4.2%	4.2%	-	-
	浄化槽（合併）	34.4%	40.0%	37.3%	16.8%
	合計	78.8%	89.2%	95.2%	100.0%
水洗化率	公共下水道	75.7%	80.0%	90.0%	100.0%
	農業集落排水	81.2%	90.0%	-	100.0%
	コミュニティプラント	100.0%	100.0%	-	-
浄化槽整備区域内の 浄化槽普及率	浄化槽	41.4%	59.4%	77.4%	100.0%

※農業集落排水区域（上頓野、下境）及びコミュニティプラント（頓野）は、令和 27 年度までに公共下水道へ接続するため、令和 27 年度の農業集落排水及びコミプラの汚水処理人口普及率及び水洗化率は記載していない。また、令和 57 年度の農業集落排水の汚水処理人口普及率及び水洗化率は、農業集落排水区域（上境、福地）の値である。